

海上工事の入札参加資格等に関する取扱基準

1 趣旨

この基準は、港湾局が所管する海上工事に適用するものとする。海上工事は、作業船による海上作業、潜水作業、海象の変化及び海上保安部への工事申請など、陸上工事とは異なる特有の対応が求められる。これらへの対応が可能な受注者による適正な施工となるよう、川崎市競争入札参加者選定規定、川崎市共同企業体取扱要綱に定めるものの他に、港湾局において必要な基準を定めるものである。

2 地域区分、等級及び企業規模

発注予定金額により以下のとおりとする。

発注予定金額	地域区分	等級	企業規模
1 億円以上	個別に定める	A	指定しない
3,500 万円以上 1 億円未満	市内・準市内	A・B	中・小企業
1,700 万円以上 3,500 万円未満	市内・準市内	A・B・C	中・小企業
1,700 万円未満	市内・準市内	除外	中・小企業

3 共同企業体

共同企業体に発注する工事は、発注予定金額が 15 億円以上のものとする。構成員数は、以下を基本とする。

発注予定金額	構成員数
30 億円以上	3 者以内
15 億円以上 30 億円未満	2 者

ただし、工種数、難易度等により、必要に応じて財政局契約課と調整のうえ、構成員の数を変更または単体施工、混合入札とすることができる。

なお、共同企業体の構成員ごとの等級区分は、代表者及び第 2 構成員は A ランクとし、第 3 構成員以下は個別工事ごとに定めるものとする。

4 経営事項審査結果の総合数値

発注予定金額が 3.5 億円以上の工事で必要と認める場合、財政局契約課と調整のうえ、一般競争入札の参加条件に経営事項審査結果における土木一式の総合数値を指定することができる。この総合数値の目安は、共同企業体の代表者、単体入札、混合入札における単体企業については、1,200 点以上とする。

なお、上記の総合数値については、必要に応じて財政局契約課と調整のうえ、変更することができる。

5 施工実績

施工実績については、原則として指定しないが、以下のような工事で、工事の品質を確保するために類似工事の施工実績を求める場合は、財政局契約課と調整のうえ指定することができる。

- ・海上での地盤改良工事、杭打船による鋼管杭（鋼管矢板を含む）打設工等、高度な技術を要求される工事

- ・波浪条件や船舶の航行の影響など困難な現場条件のため、高度な安全対策を要求される工事

6 その他

この基準によりがたい特別な事情があるときは、個別工事ごとに別に定めることができる。

附 則

- 1 この基準は令和 5 年 4 月設計以降の案件から施行する。
- 2 「大規模海上工事の施工形態及び入札参加資格に関する取扱基準」（平成 15 年 3 月 3 日施行 14 年川港設計第 93 号）及び「中・小規模海上工事入札参加資格に関する取扱基準について」（平成 18 年 4 月 26 日施行 18 川港設計第 13 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は令和 9 年度契約締結する案件から施行する。